

議案審議

第 2 号【岩手県決定】盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見について〔諮問〕

第 3 号【岩手県決定】盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について〔諮問〕

第 4 号【岩手県決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について〔諮問〕

【岩手県決定】

盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見について

1. 都市計画変更の概要

事前説明内容（資料2）のとおり。

2. 都市計画変更案に対する市の意見について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都道府県が都市計画を変更する場合、関係市町村の意見を聴くものとなっている。今後、岩手県から本市に意見照会がある予定であることから、本市の意見を下記のとおり回答するものである。

- ・意見回答案：異存なし

【岩手県決定】

盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する 市の意見について

1. 都市計画変更の概要

事前説明内容（資料3）のとおり。

2. 都市計画変更案に対する市の意見について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都道府県が都市計画を変更する場合、関係市町村の意見を聴くものとなっている。今後、岩手県から本市に意見照会がある予定であることから、本市の意見を下記のとおり回答するものである。

- ・意見回答案：異存なし

【岩手県決定】

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する 市の意見について

1. 都市計画変更の概要

事前説明内容（[資料9](#)）のうち、下記の岩手県決定分の路線の変更

（1）都市計画道路南仙北滝沢線の一部廃止とそれに伴う変更（計4路線）

- ①3・3・10 号南仙北滝沢線　〔一部廃止、路線名変更〕
- ②3・3・16 号太田橋雫石線　〔交差点の廃止〕
- ③3・3・18 号上堂鶉飼線　　〔交差点の廃止〕
- ④3・4・82 号下鶉飼御庭田線〔交差点の廃止〕

（2）都市計画道路藤沢永井線の新規都市計画決定に伴う変更（計1路線）

- ①3・4・25 号矢巾滝沢線　　〔交差点の追加〕

2. 都市計画変更案に対する市の意見について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都道府県が都市計画を変更する場合、関係市町村の意見を聴くものとなっている。今後、岩手県から本市に意見照会がある予定であることから、本市の意見を下記のとおり回答するものである。

- ・意見回答案：異存なし